

令和 8 (2026) 年度 事業計画書

(令和 8 (2026) 年 7 月 1 日～令和 9 (2027) 年 6 月 3 0 日)

一般財団法人 RAKER

1. 基本方針

(1) 競技者への支援

極真空手に真摯に取り組む競技者に対し、競技活動の継続と成長を支える資金支援を行い、その意志と努力に応えることで、競技者個々の飛躍と極真空手界全体の発展を目指す。

(2) 人間形成の促進

極真空手を通じて礼節や精神力を養う機会を提供し、助成金支援により競技者の技術と人間的成長の両面を促進する。

(3) 多様な競技者を支える環境づくり

年齢や地域、経済状況に関係なく、全ての極真空手競技者が公平に競技を続けられるよう、持続可能な支援環境を整備し、多様な挑戦を支える。

(4) 透明性と公正性の確保

助成金給付団体に求められるガバナンス体制を構築し、助成金の選考プロセスは透明性と公正性を重視し行う。社会の信頼を得た永続的な活動を行う。

2. 事業活動

(1) 令和8(2026)年度極真空手競技者助成金給付事業

当財団は、極真空手を主たる競技として継続的に活動する競技者に対し、競技活動の継続、技術能力の向上、大会出場、遠征、合宿、健康管理等に必要な費用の一部を助成金として給付する。

本事業は、経済的な理由により競技活動の継続に困難を抱える競技者を支援し、極真空手の普及・振興及び競技力向上に寄与することを目的として実施する。

① 助成金額及び採用予定人数

助成金の給付額は、1名あたり30万円を上限とする。

採用予定人数は10名程度とし、具体的な被助成者及び助成金額については、応募状況、申請内容、経済的状況、競技実績、将来性、助成金の必要性等を総合的に勘案し、選考委員会での審査を経た上で、理事会の決議により決定する。

② 助成対象期間

助成対象期間は、令和8(2026)年4月から令和9(2027)年3月までに行う競技活動とする。

③ 応募資格

本助成金の応募者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア. 日本国籍を有し、日本国内に在住し、極真空手を主たる競技として継続的に活動している者

イ. 令和3(2021)年4月1日以降に国内外の大会に出場経験がある者。ただし、大会の規模は問わない。

ウ. 極真空手を継続し、又は技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にある者

エ. 応募者が未成年の場合、親権者の同意が得られ、助成金を適切に管理できる保護者がいる者

なお、保護者とは、父母兄弟、又は伯叔父、伯叔母等のうち20歳以上の者、並びに未成年後見人をいう。

④ 申請受付期間

令和8（2026）年6月1日から令和8（2026）年7月31日までとする。

なお郵送による申請の場合は、令和8（2026）年7月31日必着とする。

⑤ 申請方法及び提出書類

申請方法は、当財団ホームページ上のオンライン申請フォームによる方法又は郵送による方法とする。書類持参による受付は行わない。

申請者は、次の書類を提出するものとする。

ア．助成金申請書

イ．家族状況届

ウ．活動収支状況及び助成金使途内訳書

エ．家計支持者の収入を証明できる書類

オ．大会での成績又は出場実績が分かる証明書類

カ．年齢確認書類

キ．同意書兼誓約書。ただし、応募者が未成年の場合に限る。

⑥ 選考方法

被助成者の選考にあたっては、当財団の助成金選考委員会規程に基づき、外部有識者を含む選考委員会を設置する。

選考委員会は、応募書類に基づき、競技実績、経済的状況、助成金の必要性、将来の目標、極真空手競技の継続性及び技術能力向上の可能性等を総合的に審査する。

選考委員会の委員は3名以上7名以下とし、その過半数は法人外部の有識者をもって充てる。候補者と特別の利害関係を有する委員は、当該候補者の審査に加わらないものとし、選考の公正性及び透明性を確保する。

応募書類に不備又は不足がある場合は、選考の対象とならない場合がある。また、審査の過程において必要があると認めるときは、追加資料の提出を求め、又はヒアリング、現地調査等を行うことがある。

⑦ 選考基準

選考にあたっては、主として次の事項を基準として審査を行う。

ア．全国規模の極真空手競技会に出場しているか、又は地域連盟競技会等で優秀な成績を収めているか

イ．極真空手競技を継続し、又は技術能力を向上するにあたり、深刻な資金不足の状況にあるか

ウ．将来の目標や夢が明確に描けているか

エ．助成金の使途が具体的かつ合理的であり、競技活動の継続又は向上に資する内容であるか

オ．助成金の給付により、競技者本人の成長及び極真空手の普及・振興に寄与することが期待でき

るか

⑧ 結果通知

選考結果は、選考委員会による審査及び理事会の決議を経た後、当財団事務局から申請者に対して文書により通知する。

応募者が未成年の場合は、保護者にも通知する。

⑨ 助成金の主な使途

助成金は、極真空手競技活動に直接必要と認められる次の費用に充てることができる。

- ア. 大会出場、合宿、遠征等に係る旅費交通費
- イ. 大会出場、合宿、海外大会等に伴う宿泊費
- ウ. 大会参加費、エントリー料、参加登録費、計量費用等
- エ. 海外大会参加に必要なビザ、パスポート申請費等
- オ. 大会参加に必要な通訳、翻訳費
- カ. 合宿、特別強化トレーニング等に係る会場利用料
- キ. 稽古、大会、合宿中の事故又は怪我に備える保険料
- ク. リハビリ、治療費、整体、フィジカルチェック等の健康管理費
- ケ. 外部指導者、トレーナー等への合理的な範囲の謝金
- コ. 競技活動、申請、報告等に必要な消耗品費
- サ. 競技活動に必要と認められる通信・登録費等

⑩ 助成対象とならない経費

次の費用は、助成対象としない。

- ア. 自宅の家賃、光熱費、電話代、インターネット利用料等の管理費
- イ. 自宅等で恒常的に使用するパソコン、コピー機、デジタルカメラ、プリンター等の備品購入費
- ウ. 食費その他の飲食代
- エ. 酒席、打ち上げ、接待等に係る接待交際費
- オ. 家族、友人等への謝礼又は応援関連費
- カ. 競技に必要な範囲を逸脱し、社会通念上贅沢品と判断される道衣、バッグその他物品の購入費
- キ. 競技活動と無関係な交通費及び宿泊費
- ク. その他、当財団が助成対象として不適切と認める費用

⑪ 被助成者の義務

助成金の給付を受けた被助成者は、申請内容に従い、善良なる管理者の注意をもって助成金を管理し、助成対象となる競技活動を遂行しなければならない。

被助成者は、助成金を申請した助成対象事業以外の用途に使用してはならない。申請内容を変更しようとする場合、又は申請した競技活動が中止となった場合は、当財団所定の手続により、速やかに当財団へ届け出て、承認を得なければならない。

被助成者は、助成期間中に競技活動の進捗に関する中間報告書を提出し、助成対象期間終了後1か月以内に完了報告書を提出しなければならない。報告書には、請求書、支払先及び支払金額が明記

された領収証、収支計算書その他支出内容を確認できる資料の写しを添付するものとする。

当財団は、助成金交付事業の適正な執行のため必要があると認めるときは、被助成者に対し状況報告を求め、又は帳簿書類等の調査を行うことができる。

⑫ 助成金の交付決定の取消し及び返還

当財団は、被助成者又は保護者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、既に交付した助成金がある場合には、その全部又は一部の返還を求めることができる。

ア．当財団が定める助成金実施規程その他関係規程に違反したとき

イ．決定された競技活動以外の用途に助成金を使用したとき

ウ．決定された競技活動に関して不正、怠惰その他不適当な行為をしたとき

エ．偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

オ．助成対象期間内に申請した競技活動を完了しなかったとき

カ．助成金の交付に際して当財団が付した条件に違反し、又は従わなかったとき

キ．決定後に生じた事情により、決定された競技活動の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき

ク．その他、公序良俗に反する行為又は善良なる管理者の注意義務に反する行為があったとき

⑬ 進路等への制約の禁止

当財団の極真空手競技者助成金制度に係る被助成者の募集、応募及び助成金の給付は、被助成者の極真空手競技活動の進路、所属、就職、進学その他の将来の選択について、一切の制約を課すものではない。

(2) 活動報告及び情報公開

当財団は、被助成者から提出された中間報告書及び完了報告書の内容を確認し、助成金が適正に使用されていることを把握する。

また、当財団は、個人情報の保護に十分配慮した上で、被助成者の活動状況、競技活動の成果、助成事業の実施状況等を当財団ホームページに掲載し、広く社会に公表する。これにより、当財団の公益目的事業の実施状況を明らかにし、事業の透明性及び社会的信頼の確保に努める。

(3) 令和9（2027）年度極真空手競技者助成金給付事業の準備

当財団は、令和9（2027）年度においても、極真空手競技者助成金給付事業を継続して実施する予定である。

令和9（2027）年度事業については、令和9（2027）年4月から令和10（2028）年3月までに行う競技活動を助成対象期間とし、令和9（2027）年6月1日から令和9（2027）年7月31日までを申請受付期間とする予定である。

助成金の給付額は1名あたり30万円を上限とし、採用予定人数、応募資格、申請方法、選考方法、選考基準、被助成者の義務、助成金の使途及び対象外経費等については、令和8年度事業の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

3. 事業運営体制

当財団は、公益財団法人として、法令、定款、関係規程及び理事会決議に基づき、適正かつ公正な事業運営を行う。

助成金の選考にあたっては、外部有識者を含む選考委員会を設置し、選考委員会規程及び選考基準に基づき、応募者の競技実績、経済的状況、助成金の必要性、将来性等を総合的に審査する。

助成金の交付決定は理事会の決議により行い、被助成者に対する通知、助成金の交付、報告書の確認、必要に応じた調査、活動報告の公表等について、事務局が適切に管理する。

4. その他

(1) 設備投資及び資金調達の見通し

令和8年度において、特別な設備投資の予定はない。

また、本事業は、当財団の保有財産、寄附金その他の収入を財源として実施する予定であり、現時点において新たな借入れその他特別な資金調達の予定はない。

(2) 特定費用準備資金積立計画

令和8年度において、特定費用準備資金の積立てを行う予定はない。

以上